

## 新潟市延長保育事業実施要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間延長に対する需要に対応するため、私立認可保育所、認定こども園、地域型保育事業実施施設及び本市が設置する保育所（以下「保育所等」という。）が実施する延長保育事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (実施施設)

第2条 事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）は、次に掲げる事業内容を実施する保育所等であって、市長が指定したものであるとする。

### (事業内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 次条に規定する対象児童に対して必要な保育を実施すること。
- (2) 保育必要量に応じて保育所等が定めた利用日及び利用時間帯の前後の時間において、30分以上（保育短時間認定においては1時間以上）の延長保育を実施すること。

### (対象児童)

第4条 事業の対象となる児童は、子ども子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受けた児童であって、保護者の就労形態等の事情により延長保育が必要となる児童とする。

### (事業の実施)

第5条 事業の実施にあたっては、次の(1)、(2)により実施するとともに、(3)に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 日々の対象児童数等の実施状況に関する書類を整備しておくこと。
- (2) 適宜、間食又は給食等を提供するものであること。
- (3) 延長保育事業実施要綱（令和6年4月1日付こ成保第225号こども家庭庁成育局長通知）第4条の規定に基づき、実施すること。

### (利用の申し込み)

第6条 利用の申し込みは、事業を利用しようとする保護者が保育所等に対し行うものとする。ただし、本市が設置する保育所を利用する場合には、市長に対し行うものとする。

- 2 保育所等（本市が設置する保育所にあつては市長）は、前項による申込みを受けたときは、その可否を決定し、当該保護者に通知するものとする。
- 3 事業の利用の必要がなくなった保護者は、速やかにその旨を保育所等（本市が設置する保育所にあつては市長）に届出なければならない。
- 4 保育所等（本市が設置する保育所にあつては市長）は、児童又は保護者が保育上の

指示に従わない場合、その他必要と認める場合は、その利用を取り消すことができるものとする。

(費用の交付)

第7条 市長は、実施施設（本市が設置する保育所を除く）に対して予算の範囲内で、別に定めるところにより事業を実施するために必要な経費の一部を補助する。

(費用負担)

第8条 実施施設（本市が設置する保育所にあつては市長）は、事業を利用する保護者に費用負担を求めることができるものとする。

2 保護者が負担する費用の額は、別表のとおりとする。

3 事業を利用した保護者は、毎月当該月分の負担額を翌月の末日（11月分にあつては12月28日）までに納入しなければならないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(合併に伴う特例)

1 新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、味方村、月潟村及び中之口村（以下これらの市町村を「編入市町村」という。）の編入の際、編入前の編入市町村の区域に本市が設置する保育所における第8条第2項ただし書の費用の額については、平成17年3月21日から平成17年3月31日までの間に限り、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 豊栄市の編入の際、編入前の豊栄市の区域に本市が設置する保育所における第8条第2項ただし書の費用の額については、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に限り、利用した各月における別表の規定により算出した額の合計額と、次の表の各区分に応じた上限額を比較して少ないほうの額とする。

区 分	上限額
利用月における各利用日の延長保育時間が、全て30分までの場合	2,000円
上記以外の場合	3,200円

3 豊栄市の編入の際、編入前の豊栄市の区域に本市が設置する保育所における第8条第

2項ただし書の費用の額については、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に限り、利用した各月における別表の規定により算出した額の合計額と、次の表の各区分に応じた上限額を比較して少ないほうの額とする。

区 分	上限額
利用月における各利用日の延長保育時間が、全て30分までの場合	2,500円
上記以外の場合	5,000円

(施行期日)

4 この要綱は、平成17年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月8日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表 (8条関係)

(児童1人についての日額)

	延長保育時間 (30分あたり単価)	
	右記以外の時間帯	午後8時から閉園時間まで
A階層、B階層の世帯	0円	0円
上記以外の世帯	100円	200円

備考

- (1) 別表左欄A階層、B階層の世帯とは、新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則(平成27年3月31日規則第53号)別表左欄階層区分に規定するA階層、B階層をいう。
- (2) 利用時間に上記単価を乗じて日額とする。